

香芝市告示第90号

香芝市子ども・若者支援地域協議会設置要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会生活を営む上で困難を有する子ども及び若者（以下「支援対象者」という。）に対し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する関係機関等が連携し、円滑な支援を実施することを目的として、法第19条第1項の規定により香芝市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会を構成する関係機関（以下「構成機関」という。）による支援に係る情報交換及び連絡調整に関する事項
- (2) 構成機関が連携して行う支援に関する事項
- (3) 支援を総合的に推進するための連絡調整に関する事項
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第3条 構成機関は、別表に掲げる機関をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、子育て支援に関する事務を所掌する部室の長をもって充て、会務を統括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。
- 4 会長は、第2条各号に掲げる事項について、専門的な知識の提供を求めるため臨床心理士等を置くことができる。

(調整機関)

第5条 法第21条第1項の規定により、子ども・若者育成支援に関する事務を所掌する課室を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定する。

(調整機関の所掌事項)

第6条 調整機関の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括及び連絡調整に関する事項

(2) その他協議会の運営及び支援を円滑に推進するために必要と認める事項  
(指定支援機関)

第7条 法第22条第1項の規定により、若者サポートステーションやまを指定支援機関として指定する。

(指定支援機関の所掌事項)

第8条 指定支援機関の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 支援に関する実践的かつ専門的な情報の提供に関する事項

(2) その他円滑な支援を実施するために必要と認める事項

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、構成機関の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した構成機関の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、第2条各号に掲げる事項について必要があると認めるときは、会議に構成機関以外の関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密保持義務)

第10条 協議会の構成員は、法第24条の規定により、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	構成機関
教育	学校教育の指導助言に関する事務を所掌する課室 生涯学習に関する事務を所掌する課室
福祉及び保健	奈良県中和保健所 社会福祉法人香芝市社会福祉協議会 精神保健及び臨床心理に関する事務を所掌する課室 重層的支援体制整備事業に関する事務を所掌する課室 生活困窮者の自立支援に関する事務を所掌する課室 子ども・若者育成支援に関する事務を所掌する課室
雇用	大和高田公共職業安定所 若者サポートステーションやまと 雇用関係に関する事務を所掌する課室